

## 埼玉県行財政改革戦略会議設置要綱

### (設 置)

第1条 急速な人口減少が進み、社会経済状況の不確実さが増す中、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた行財政改革を強力に推進するため、埼玉県行財政改革戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 行財政改革の基本方針の策定及び推進に関すること
- (2) 行財政改革の取組の検証及び見直しに関すること

### (構 成)

第3条 会議は、議長、副議長及び構成員をもって構成する。

- 2 議長は、知事をもって充て、副議長は、副知事をもって充てる。
- 3 構成員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会議の運営)

第4条 議長は、会議を招集し、及び主宰する。

- 2 議長は、必要に応じ構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

### (庶 務)

第5条 会議の庶務は、企画財政部行政・デジタル改革課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は議長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（1）構成員

知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者

（2）オブザーバー

公営企業管理者、下水道事業管理者、教育局教育総務部長、警察本部警務部長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長